

報第6号

令和5年度檀原市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和5年度檀原市健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり算定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告する。

令和6年9月3日報告

檀原市長 亀田 忠彦

令和5年度檜原市健全化判断比率報告書

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和5年度	— (△3.99)	— (△26.47)	3.8	22.9
早期健全化基準	12.08	17.08	25.0	350.0

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことを示し、下段括弧内に、参考値として負の値で併記した。

令和5年度檜原市資金不足比率報告書

(単位：%)

	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業	— (△113.37)	20.0
下水道事業	— (△99.26)	20.0

※ 上水道事業及び下水道事業における資金不足比率の「—」は、資金不足額が生じていないことを示し、下段括弧内に、参考値として負の値で併記した。